

一般財団法人 呉YWCA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人呉YWCAと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県呉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の基盤に立ち、女性と青少年の力を育て、すべての人々にとっての正義・平和・人間の尊厳・自由、持続可能な環境を実現することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 恒久平和実現に資する事業
- (2) あらゆる差別と偏見をなくすことを目的とする事業
- (3) 思想・信教の自由に資する事業
- (4) 国際理解、多文化共生社会の実現に資する事業
- (5) 女性の生涯学習、リーダーシップ養成に資する事業
- (6) 児童、青少年の健全な育成に資する事業
- (7) 支援を必要とする人々に対する地域福祉事業
- (8) 地域に根ざした地球環境保全のための事業
- (9) 国際理解のための語学教育及び芸術に関する講座の開設及び運営
- (10) 女性の自立を支援するための各種講座及び事業
- (11) 貸室業
- (12) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 加盟

(加盟)

第5条 この法人は、日本YWCAのネットワークに加盟し、第3条の目的を達成するため、日本YWCAの加盟する世界YWCA及び日本YWCAと連携を図るものとする。

第4章 資産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の拠出、その価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 広島県呉市焼山宮ヶ迫一丁目37番9号

設立者 角田アサ子

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第6条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員5名以上8名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第12条 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会にて行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由

- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は第11条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する経費の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬規程による。

第6章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 各事業年度の事業計画及び予算書類等の承認
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第18条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
 - 3 評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第7章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第27条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員が欠けた場合又は法令若しくはこの定款で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期終了により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する事ができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わる評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

- 2 理事、監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第33条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 理事会に関する規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第33条の責任の一部免除

(開催)

第36条 定時理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定はこの定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は剰余金の分配を行わない。

第10章 会員・賛助員

(会員)

第46条 この法人は、事業を推進するための会員組織をもつ。

- 2 会員組織の運営については、理事会及び評議員会の議決により、別に定める。

第47条 この法人に賛助員（個人・法人等）をおく。

- 2 賛助員はこの法人の目的に賛同し、寄附その他の方法によって事業を支援する。
- 3 賛助員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に公告する方法による。

第13章 附則

(設立時評議員)

- 第50条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
- 設立時評議員 佐藤待子 武井多佳子 明神裕子 中谷浩丈 谷真寿美

(設立時役員等)

- 第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
- 設立時理事 長尾真理子 平城智恵子 山田美恵子 角田アサ子
ジーン・イングリス 中村和美 筒本 縁 梶本直子
- 設立時代表理事 長尾真理子
- 設立時監事 永富彌古

(最初の事業計画等)

- 第52条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 第53条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(法令の準拠)

- 第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人呉YWCAの設立のため、設立者 角田アサ子がこの定款を作成する。

平成24年9月20日

設立者 角田アサ子